

## 小田原市都市公園条例に基づく申請に対する処分の審査基準案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市都市公園条例に基づく申請に対する処分の審査基準について
政策等の案の公表の日	平成29年10月13日(金)
意見提出期間	平成29年10月13日(金)から平成29年11月13日(月)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	9件(2人)
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	1人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

市民意見の募集で提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

総括表

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	5
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他(質問など)	4

具体的な内容

(1) 個票の記載方法

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	根拠法令及び条項は小田原市都市公園条例第3条のほうが良い。	A	ご意見のとおり修正します。

(2) 審査基準について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>露天商等、展示会等に関する個別基準には、「国、地方公共団体、地縁団体又は学校等が実施する行事であること」とあり、商業的イベントの実施を排除しているように読み取れる。</p> <p>商業的イベントであっても、主催者がしっかりとした企業であり、また、共通基準にあるように、公園利用者や周辺住民に迷惑にかからないものであれば、高齢化が進み、遠出ができない小田原市民のためには非常に有効である。</p> <p>小田原市が、商業的イベントを排除するつもりがなく、「共通基準」を満たす内容であるか否かを個別審査することを想定しているのであれば、(7)項の記載は、「商業的イベント等上記に掲げる基準</p>	A	ご意見のとおり修正します。

	<p>の内容以外の実施については、共通基準に照らして個別に審査する」とした方がわかりやすい。</p>		
2	<p>広告物の表示基準に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5～11項に該当する営業についても追加で規制して欲しい。</p>	A	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
3	<p>都市公園である城址公園にて、テレビの撮影がよく行われているが、それらは写真でも映画でもないため、第3条第1号に該当しないという認識でよいか教えて欲しい。そうであるならば、それらは占用の許可が出されているという認識でよいか教えて欲しい。</p>	A	<p>都市公園条例第3条第1項第2号の規定に基づき許可をしています。 城址公園に係る審査基準は別に定められているため、当該審査基準から除く旨、明記します。</p>
4	<p>都市公園である城址公園にてコスプレの写真撮影のイベントが行われた実績があると思うが、今後このようなことを行うとしても、これは業でない趣味で写真を撮影しているため、行為の許可申請は不要であるという認識でよいか？これまでどのような事務処理を行っていたのかも教えて欲しい。</p>	A	<p>都市公園条例第3条第1項第4号の規定に基づき許可をしています。 城址公園に係る審査基準は別に定められているため、当該審査基準から除く旨、明記します。</p>

5	<p>公園内行為の許可基準の中に、「専ら私的な利益を目的としていないこと。」とあるが、私的な利益とはどういったものか説明して欲しい。</p> <p>露天商の収益や業としての写真や映画の撮影においても、公共性が求められるのか？どういった基準でそれらを判断するのか教えて欲しい。今回提示された個別基準のみだけでは判断できないのではないか？的屋が店を出すとして、どういった箇所を見て許可を行うのか教えて欲しい。</p>	D	<p>私的な利益とは、簡単に言うと個人のもうけのことです。</p> <p>各行為について、専ら個人のもうけとならない様、個別基準を設けています。</p>
6	<p>都市公園である久野霊園で、線香に火をつける行為は火気使用の行為の許可申請が必要か教えて欲しい。不要だった場合、他の都市公園においても同様に行為の許可申請が不要か教えて欲しい。</p>	D	<p>条例第3条第5号の火気とは、ある程度火力が強く、火の粉が周辺に飛び散る等、火災等の危険が高いものを想定しています。このことを踏まえ、公園毎の設置目的等に照らして判断します</p>

(3) 標準処理期間について

1	<p>小田原市情報公開条例による情報公開請求は請求の翌日から起算して10日以内での公開とされていますが、この許可がこれと同等に出来ない理由を教えて欲しい。</p>	D	<p>公園内行為申請は、情報公開請求の事務と異なり、現地調査等の事務が伴うため、その期間を標準処理期間に加えています。</p>
---	---	---	---

2	この条例に限らず、市で定めた標準処理期間の一覧を行政手続法第6条の理念に則り、ホームページで公開して欲しい。	D	ご意見は担当する部署に伝えます。
---	--	---	------------------